



厚生労働省奈良労働局
奈良産業保健総合支援センター 発表
平成27年10月30日

担 当	奈良労働局労働基準部健康安全課
	課長 直野 泰知
	課長補佐 鯨本 琢吾
	電話 0742-32-0205
	奈良産業保健総合支援センター
	副所長 的場 基泰
電話 0742-25-3100	

ストレスチェック施行間近

12月1日から事業場に義務付け～労働者数50人以上の事業場
(労働者数50人未満の事業場は当面の間努力義務)

仕事による強いストレスなどが原因で発病した精神障害の労災認定件数が、平成26年度には全国で497件(過去最多)となるなど、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止することが重要となっています。

それを受けて、労働者に対するストレスチェック制度の導入を含む改正労働安全衛生法が平成26年6月に成立しました。

《ストレスチェックの概要》

労働者自身のストレスへの気付きを促す目的(「一次予防」)
医師、保健師等の資格を有するものが実施者となり実施(産業医が実施者となる
ことが望ましい)
対象となる労働者は定期健康診断の対象者と同じ
1年以内に1回、定期に実施する必要がある
調査票を用いて実施することが基本
ストレスチェックの結果、高ストレスと評価され、本人からの申出があった場合
は、医師による面接指導を実施
ストレスチェック結果の集団分析及びそれを基にした職場環境の改善が努力義務
となる
労働基準監督署への結果報告の提出が必要
労働者のプライバシー保護にも留意

ご不明な点は、奈良労働局労働基準部健康安全課(☎0742-32-0205)まで!

本制度に対する事業場の関心の高さを受けて、厚生労働省奈良労働局(局長 吉野彰一)では、

- ・ 奈良労働局ホームページへの制度内容の掲載
 - ・ 11月24日(火)奈良県産業会館大会議室において講習会を開催(取材可)
 - ・ 12月8日(火)奈良県文化会館集会室ABにおいて講習会を開催
- 講習会は両会場とも定員超過となり受付を締め切っています。
- ・ 今後も講習会の追加開催を予定するなど、周知に積極的に取り組み、制度の円滑な導入に努めます。